

仕 様 書

1 案件名称

令和8年度阿倍野区コミュニティ育成事業業務委託

2 事業目的

本事業は、地域の各種団体と協働しながら各種事業を実施することで、コミュニティ活動の振興、新たなコミュニティの育成及び地域における文化の向上並びに福祉の増進を図るとともに、市民相互の交流を促進し、当日ボランティアの活用などコミュニティの輪をさらに広げ、連帯感あふれるまちづくりの推進に寄与することを目的とする。

3 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

4 事業概要

事業実施にあたっては、事業目的をふまえ、単に一過性のイベントとして開催するのではなく、広く区民並びに地域活動団体、NPO等をはじめとした市民活動団体・企業等が参画するしくみを構築し、区民等との協働型事業として実施すること。

(1) 実施事業

- ①コミュニティの輪を広げる事業（第53回あべのカーニバル（区民まつり））
- ②区民レクリエーション事業（第68回あべのスポーツフェスタ（区民体育祭））
- ③成人の日記念事業（第70回阿倍野区二十歳のつどい）
- ④児童・青少年の育成事業（第37回阿倍野区たこあげ大会）

(2) 実施事項

- ①実行委員会の開催に関すること
- ②各種団体等との連絡調整に関すること
- ③事業広報、会計事務に関すること
- ④事業準備、実施に関すること
- ⑤その他、付随する事務

5 業務内容

(1) 各事業について

事業目的をふまえ、次の4事業について具体的に企画立案し、事務局として運営等を実施すること。ただし、各団体（令和7年度参画団体等：別紙「令和7年度参画団体等一覧」参照）との協議により各事業の合同開催や実施内容の変更をする場合は、各事業目的をふまえることを条件とし、本市の承認のうえ実施することができる（成人の日記念事業を除く）。

① コミュニティの輪を広げる事業（第53回あべのカーニバル（区民まつり））

区民が互いに支えあい、尊重しあうコミュニティ意識は、地域住民の特色のある文化や伝統として継承してきた地域行事に参加することから始まる。

地域団体・NPO・ボランティア・企業など多種多様な団体や人々が相互の信頼・

協調・協働・連携のもとにコンセンサスを形成しながら事業の企画や運営に参画することは、区民の地域コミュニティづくりへの関心を高めることとなる。

区民が集い、交流し、豊かな地域文化を継承するコミュニティづくりの象徴イベントとして、「区民相互の連帯感の向上」「各種団体間の連帯感の向上」「新たなコミュニティの育成」「世代間の交流」などさらなるコミュニティの輪を広げることを目的とする。

実施日：令和8年10月12日（月・祝）（予定）

場所：阿倍野区民センターおよびやすらぎ天空館（予定）

業務内容：地域の各種団体等や公募の区民ボランティアで実行委員会を形成のうえ、事務局として事業の企画・運営に参画し、実行委員会と協働して区民相互の連帯感とコミュニティの輪を広げることをめざし、誰もが気軽に参加できる区民まつりを実施すること。

令和7年度参画団体等：別紙「令和7年度参画団体等一覧」のとおり

②区民レクリエーション事業（第68回あべのスポーツフェスタ（区民体育祭））

子どもから高齢者まで誰もが気軽に参加できる住民主体のスポーツ・レクリエーション活動の実施や、継続的なスポーツ活動を奨励し生涯スポーツの振興を図ることにより、互いに支えあい、よりよい地域社会を形成していくための、区民のコミュニティづくり、体力向上と健康増進の促進を目的とする。

実施日：令和8年11月3日（火・祝）（予定）

場所：大阪府立天王寺高校グラウンド（予定）

業務内容：地域の各種団体等で実行委員会を形成のうえ、事務局として事業の企画・運営に参画し、実行委員会と協働して区民の体力向上、健康増進、区民の相互交流をめざし、誰もが気軽に参加できる区民体育祭を実施すること。

令和7年度参画団体等：別紙「令和7年度参画団体等一覧」のとおり

③成人の日記念事業（第70回阿倍野区二十歳のつどい）

一緒に育った仲間との再会や、新たな出会いにより、これからの地域コミュニティの担い手の自主的な交流ができるような式典を実施し、地域や企業・行政等が一体となり祝福することで成人の自覚を促し、自立をめざすことを目的とする。

実施日：令和9年1月11日（月・祝）（予定）

場所：「阿倍野区民センター 大ホール」及び「やすらぎ天空館」（予定）

※式典を「阿倍野区民センター 大ホール」、参加者の交流を目的とした場として「やすらぎ天空館」を使用することを想定している。

業務内容：地域の各種団体等及び二十歳のつどい対象者で実行委員会を形成のうえ、事務局として事業の企画・運営に参画し、実行委員会と協働して二十歳のつどい対象者の新たな地域コミュニティの担い手としての自覚と自立を促し、自主的な交流ができるような式典を実施すること。

令和7年度参画団体等：別紙「令和7年度参画団体等一覧」のとおり

④児童・青少年の育成事業（第37回阿倍野区たこあげ大会）

子どもたちがのびのび成長できる環境をつくることは、次代の地域コミュニティづくりにとって非常に重要である。子どもたちの自主的・主体的な参加型のイベントを大人たちが支援しながら開催することにより、子どもたちに文化・芸術への関心や地域への愛着を育み、地域における児童・青少年の健全育成をめざすことを目的とする。

実施日：令和9年2月11日（木・祝）（予定）

場所：大阪府立天王寺高校グラウンド（予定）

業務内容：地域の各種団体等で実行委員会を形成のうえ、事務局として事業の企画・運営に参画し、実行委員会と協働して子どもたちが手作りの凧を制作することで作る喜びを分かち合い、創造力を養うとともに、たこあげ大会を通じて寒さに負けない健康な体づくりと、親子・友達に限らず参加者全員の相互親睦と連帯意識を高める事業を実施すること。

令和7年度参画団体等：別紙「令和7年度参画団体等一覧」のとおり

（2）各事業の共通事項について

①事業実施方針など

ア よりよい事業の促進のため、前例にとらわれない運営をめざすこと。実施する各事業は単一のものとして考えるのではなく、あくまでも一連の事業としてとらえ、一事業実施ごとに参加傾向等の効果検証を行い、次の事業または次年度の事業へ反映できるような検証結果をまとめること。

イ 阿倍野区内で活動されている団体やNPO等の各種団体間の調整を円滑に行い、協働し事業を行うこと。

ウ 新たな団体（法人・NPO等）に対して積極的に交流を促し、新たなつながりづくりをめざすこと。

エ 本事業実施にあたり相応な人員確保・配置を行うこと。

オ 企画、広報、検討、設営及び撤収、行事進行、会場進行、会場整備、記録、清掃・整地・原状復帰等の業務を行うこと

カ 各事業の開催日および設営を要する日の実施場所については発注者で確保しているが、実施場所の使用料及び利用料については、委託料に含まれているため受注者負担とする（ただし、阿倍野区民センター各室の利用料については発注者負担）。

なお、本事業で行政機関が出店又は出展する場合に使用するテント等の使用料は徴収しないこととする。

※受注者負担となる実施場所利用料について

①コミュニティの輪を広げる事業（第53回あべのカーニバル）

・やすらぎ天空館及び地下駐車場

②成人の日記念事業（第70回阿倍野区二十歳のつどい）

・やすらぎ天空館

キ 本事業実施にかかる各種許可申請等に必要な申請資料の作成及び届け出等の手続を行うこと。手続きにあたっては、事前に発注者及び施設の管理者と調整すること。

ク 本事業実施にあたり、本業務委託料だけでなく、必要に応じて協賛金等を集める場合、用途等の透明性を確保するとともに、本業務委託料による執行分と明確に区分し、適正な会計処理を行うこと。なお、協賛金の協力を行なった団体等の名称等を各事業実施前に発注者に報告すること。

ケ 原則、現地開催を基本とするが、何らかの事由により現地で開催できない時は、オンライン開催（動画配信）に切り替えるなど実行委員会等において調整する事。動画の配信とした場合も、現地開催を予定した日から行うこと。

※事業を実施するにあたり、地域の各種団体等や事業者へ示す文章を作成した際は、その内容について事前に発注者の承認を得ること。

②各事業の実行委員会

ア 会議室（区役所又は阿倍野区民センター）を確保すること。

イ 委員の選定・調整等を行い、原則、開催の2週間前までに案内を送付すること。

なお、開催数については、委員と調整のうえ決定すること。

ウ レジューメや会議資料の作成等、事務局事務を行うこと。また、作成した資料等は会議の1週間前までに発注者へ示し、内容の承認を得ること。

※前年度の会議資料を修正して作成する場合は、修正箇所を赤字にするなど、修正箇所が分かるようにすること。

エ 議事録を作成し、開催後2週間以内に発注者へ報告すること。

※議事録の作成は発言者及び、決定事項を明確に記載すること。

オ 発注者との事前調整を随時行うこと。

③各事業の広報活動

ア 各事業の実施日を考慮し、区広報紙への掲載依頼及び校正を行うこと。

イ ポスター・チラシは関係団体及び関係部署への配付依頼を、開催の1ヶ月前までに行うこと。なお「コミュニティの輪を広げる事業（第53回あべのカーニバル）」の開催にあたり、阿倍野区民センターと合築の民間マンションの住民に対する周知は別途行うこと。

ウ 事務局のHP及びSNSアカウント（Facebook・X等）を開設し、積極的に更新して最新情報の発信に努めること。また、前例にとらわれず新たな周知方法を積極的に模索し、情報発信を行うこと。

④各事業当日の役割

ア 必要人員を確保のうえ要所へ配置し、事業が円滑に進むよう運営すること。

イ 再委託業者や各団体・NPO等に細やかな指示を出し、遅延することなく行うこと。

ウ 雨天等で中止になる場合を想定し、緊急連絡先（携帯電話等）を準備のうえ、中止の際には関係先へ速やかに連絡すること。

エ 会場の運営及び参加者の安全を確保するために必要な警備を行うこと。

オ 事業の記録（写真撮影・参加人数の集計・来場者や出展者等へのアンケート調査の集計、分析）を行うこと。

⑤成果目標

ア 各事業のアンケート目標回収率は、全体参加者数の20%以上とする。

ただし、「コミュニティの輪を広げる事業（第53回あべのカーニバル）」の目標回収数については1,000枚以上とする。

また、アンケートの実施については、紙媒体だけでなくオンライン利用も積極的に検討すること。

イ 各事業参加者に対するアンケート結果において、「事業に参加したことで人と交流できた」と回答した割合を80%以上とする。

ウ 各事業参加者に対するアンケート結果において、「満足した」と回答した割合を80%以上とする。

エ 上記、ア～ウの目標回収率及び目標数値を下回った場合は、次回開催に向けた改善策を報告すること。

オ オンラインによる開催等提案内容が大幅に変更となる場合は、参加者数に該当する視聴回数等の成果目標を別途協議の上、決定することとする。

(3) 定例会議

ア 毎月、発注者と定例会議を行い各事業の進捗状況等を報告すること。

イ レジюмеや会議資料を作成し、開催後は速やかに議事録を提出すること。

ウ その他本市が必要とする書類を求めに応じて提出すること。

6 事業計画書及び事業報告書の作成・提出

(1) 年間事業計画書の作成

契約締結後、14日以内に提出すること。

(2) 事業実施計画書の作成

各種事業の当初案が策定され次第、速やかに提出すること。

成果目標達成に向けた具体的な計画を記載すること。

(3) 事業実施報告書の作成

各種事業が完了した後、速やかに提出すること。

各種事業について、参加傾向等の効果検証を行った検証結果を記載すること。

(4) 業務完了報告書の作成

すべての業務完了後、業務及び収支の詳細な内容、参加者へのアンケート結果等を明記した業務完了報告書を令和9年3月31日までに作成し提出すること。

また、事業の適正な執行を期するため、必要に応じて報告または証拠書類の提出を求められることがある。

7 再委託について

(1) 業務委託契約書第16条に規定する「主たる部分」とは、委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等をいい、受注者はこれを再委託することはできない。

(2) 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料管理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。

(3)受注者は、第1項及び第2項に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。

なお、元請の契約金額が1,000万円を超え契約の一部を再委託しているものについては、再委託相手先、再委託内容、再委託金額を公表する。

(4)地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の3分の1以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。

ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りでない。

(5)受注者は、業務を再委託に付する場合、書面により再委託の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置の期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第12条第3項に基づき、再委託等の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を業務委託契約書第43条の2第1項に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。

8 事務引継ぎについて

契約締結までの間に、現行の阿倍野区コミュニティ育成事業業務委託（契約期間：令和7年4月1日～令和8年3月31日）」の受注者からの事務引継ぎを受けること。また、令和9年度の受託事業者に対し事務引継ぎを行うこと。なお、引継ぎの際は、適宜発注者が立ち会うものとする。

9 備品の取扱いについて

(1) 備品（1件の購入価格が50,000円を超える物品及び雑誌や定期刊行物等を除く購入価格が5,000円を超える図書をいう。以下同じ。）を購入する必要があるときは、本業務委託料による執行分であるか明確にするとともに、事前に大阪市（阿倍野区役所市民協働課）の承認を得ること。

(2) 原則として、備品の所有権は、大阪市（阿倍野区役所市民協働課）に帰属するものとするが、1件の購入価格が100,000円以下の備品については、協議の上、受注者が所有権を得ることができる。

(3) 購入後は、証拠書類等の提出を行うこと。

(4) 大阪市（阿倍野区役所市民協働課）が所有する備品を借用するときは、借用申込書を提出すること。

10 付帯意見について

委託事業者選定会議における選定委員の付帯意見を踏まえ業務を実施すること。

11 その他

- (1) 事業実施にあたり、知り得た情報を他に漏らさないこと。また、本業務を退いた後も同様とする。
- (2) この仕様書に定めのない事項については、その都度、大阪市（阿倍野区役所市民協働課）と受注者において適宜協議、調整を行い決定する。
- (3) 障がいのある人への合理的配慮の提供に関する研修等の実施及び報告
受注者は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）に基づき、合理的配慮の提供が適切になされるよう、大阪市が定めた「大阪市における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」を踏まえた、従事者向けの研修等を実施し、研修終了後、速やかに「障がいを理由とする差別の解消の推進のための合理的配慮の提供に係る研修実施報告書」を提出すること。

令和7年度参画団体等一覧

(1) コミュニティの輪を広げる事業

- ・阿倍野区各連合振興町会(10 連合)
- ・阿倍野区内各地域活動協議会(10 地域)
- ・社会福祉法人大阪市阿倍野区社会福祉協議会
- ・阿倍野区身体障がい者団体協議会
- ・阿倍野区スポーツ推進委員協議会
- ・阿倍野区青少年福祉委員連絡協議会
- ・阿倍野区青少年指導員連絡協議会
- ・阿倍野区子ども会育成連合協議会
- ・阿倍野区民生委員児童委員協議会
- ・一般社団法人大阪市阿倍野区医師会
- ・阿倍野地区保護司会
- ・一般社団法人阿倍野歯科医師会
- ・阿倍野区老人クラブ連合会
- ・一般社団法人阿倍野産業会
- ・阿倍野区商店会連盟
- ・阿倍野区PTA協議会
- ・阿倍野区選挙管理委員会
- ・公益社団法人阿倍野納税協会
- ・一般社団法人大阪市阿倍野区薬剤師会
- ・阿倍野交通安全協会
- ・阿倍野防犯協会
- ・阿倍野区体育厚生協会
- ・阿倍野区生涯学習推進員連絡会
- ・阿倍野納税貯蓄組合連合会
- ・公益社団法人大阪府柔道整復師会阿倍野支部
- ・近畿税理士会阿倍野支部
- ・阿倍野区更生保護女性会
- ・公衆集合場防火協議会
- ・大阪市遺族会阿倍野区支部
- ・阿倍野区ボランティア推進協議会
- ・大阪市防火管理協会阿倍野支部
- ・阿倍野地区BBS会
- ・大阪市企業人権推進協議会阿倍野区支部
- ・阿倍野区母と子の共励会
- ・阿倍野区いけばな協会
- ・大阪阿倍野ライオンズクラブ
- ・大阪帝陵ライオンズクラブ
- ・大阪コスモスライオンズクラブ
- ・大阪市阿倍野消防署
- ・大阪府阿倍野警察署

(2)区民レクリエーション事業

- ・阿倍野区スポーツ推進委員協議会
- ・阿倍野区体育厚生協会
- ・阿倍野区地域振興会
- ・阿倍野区内各地域活動協議会
- ・阿倍野区青少年指導員連絡協議会
- ・阿倍野区子ども会育成連合協議会
- ・阿倍野区青少年福祉委員連絡協議会
- ・阿倍野区PTA協議会

(3)成人の日記念事業

- ・阿倍野区青少年指導員連絡協議会
- ・阿倍野区青少年福祉委員連絡協議会

(4)児童・青少年の育成事業

- ・阿倍野区子ども会育成連合協議会
- ・阿倍野区青少年指導員連絡協議会
- ・阿倍野区PTA協議会
- ・阿倍野区青少年福祉委員連絡協議会

公正な職務の執行の確保に関する特記仕様書

(条例の遵守)

第1条 受注者および受注者の役職員は、本契約に係る業務（以下「当該業務」という。）の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」（平成18年大阪市条例第16号）（以下「条例」という。）第5条に規定する責務を果たさなければならない。

(公益通報等の報告)

第2条 受注者は、当該業務について、条例第2条第1項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を発注者（阿倍野区役所総務課 06-6622-9625）へ報告しなければならない。

2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第12条第1項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者（阿倍野区役所総務課 06-6622-9625）へ報告しなければならない。

(調査の協力)

第3条 受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

(公益通報に係る情報の取扱い)

第4条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(発注者の解除権)

第5条 発注者は、受注者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約を解除することができる。

生成 AI 利用に関する特記仕様書

受注者又は指定管理者（再委託及び再々委託等の相手方を含む）が生成 AI を利用する場合は、事前に発注者あて所定様式により確認依頼をし、確認を受けるとともに、「大阪市生成 AI 利用ガイドライン（別冊 業務受託事業者等向け生成 AI 利用ガイドライン第 1.0 版）」に定められた以下の利用規定を遵守すること。

生成 AI の利用規定

- 生成 AI を利用する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用規定の遵守・誓約内容を事前に所定様式※により発注者宛に確認依頼をし、確認を受けること
※ 所定様式は大阪市ホームページからダウンロードできます
<https://www.city.osaka.lg.jp/ictsenryakushitsu/page/0000623850.html>
- 前記確認内容に変更等が生じた際には変更の確認依頼をし、確認を受けること
- 生成 AI は、受注者又は指定管理者の業務支援目的に限定し、市民や事業者向けの直接的なサービスには利用しないこと
- 文章生成 AI 以外の画像・動画・音声などの生成 AI の利用は禁止する
- インターネット上の公開された環境で不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意のみで利用可能な生成 AI の利用を禁止する
- 生成 AI 機能が付加された検索エンジンやサイトは、一般的にインターネットで公開されている最新の情報を検索する目的でのみの利用とし、生成 AI による回答を得る目的での利用を禁止する
- 生成 AI を利用する場合は、入力情報を学習しない設定（オプトアウト）をして利用すること
- 契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報の入力を禁止する
- 著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力及びそのおそれがある入力を禁止する
- 生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないか、正確性や根拠・事実関係を必ず自ら確認すること
- 生成・出力内容は、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないか必ず自ら確認すること